

建築行政における昇降機等に係る事故への対応について

東京都港区シティハイツ竹芝のエレベーター事故やエキスポランドのジェットコースター事故等の最近の重大事故等を踏まえ、これまでに定期検査・報告制度及び昇降機に係る技術基準の改正を行ったところであるが、今後、事故防止対策の検討を迅速かつ適確に行うため、下記のとおり体制整備を行う。

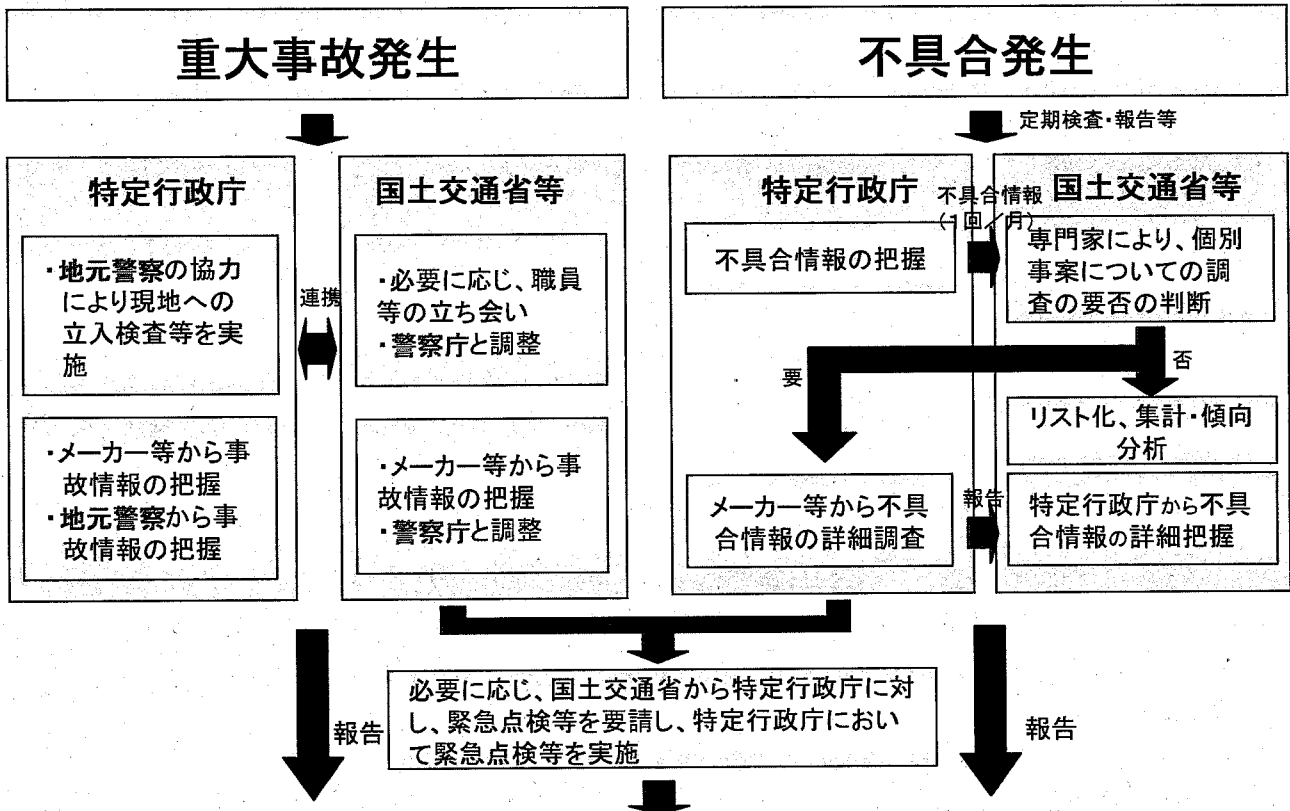
1 昇降機等事故対策委員会の設置

- (1) 昇降機等に係る事故について、事故防止対策等の調査・検討を行うため、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会に、昇降機等事故対策委員会（以下「事故対策委員会」という。）を設置する。
- (2) 事故対策委員会においては、事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を行う。なお、委員会設置前に発生した重大事故で事故発生原因が明らかになっていないものについても調査・検討の対象とする。
- (3) 事故対策委員会において、捜査に関わる情報を取り扱う場合には開催日時を含め非公開とし、委員に対しては、国家公務員法上の守秘義務が課せられる。
- (4) 事故対策委員会において調査・検討を行った事故発生の原因や再発防止対策のあり方等については、捜査に支障がないよう事前に調整した上で、建築物等事故・災害対策部会に報告・審議の上、公表するものとする。

2 警察との連携体制整備

- (1) 昇降機等に係る重大事故発生時に、立入検査等を行おうとする場合で既に各都道府県警察による捜査が実施されている場合には、特定行政庁から都道府県警察に対し、立入検査等への協力を要請することとする。
- (2) 事故発生直後等のため、立入検査等への協力が得られない場合には協力が得られる時期の見込み等について、引き続き警察と調整することとする。
- (3) 立入検査等に当たっては必要に応じ、国土交通省職員、専門家等が立ち会うこととする。
- (4) 立入検査等の結果得られた事故情報、警察から提供を受けた情報については、事故対策委員会に報告する。

建築行政における昇降機等に係る事故への対応について



昇降機等事故対策委員会において調査・検討

- 1 対象施設: エレベーター、エスカレーター、遊戯施設等を対象
- 2 調査検討: 事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討
※ 委員会設置前に発生した重大事故に係るものを含む。
- 3 委員構成: 委員は、学識経験者(機械工学、建築学、心理学等)、弁護士、昇降機等の専門家、特定行政庁の職員により構成
- 4 議事運営: 議事について捜査情報を含む内容を審議する場合は非公開とし、開催日時についても非公表
※ 必要に応じ、現地調査を実施。
※ 必要に応じ、建築物等事故・災害対策部会委員も参加。

報告

建築物等事故・災害対策部会において審議・公表

〔委員会報告について、幅広い見地から審議し、再発防止対策をとりまとめる。〕

国土交通省等において技術基準の見直し等

昇降機等事故対策委員会設置要領案

平成 21 年 2 月 日

1 趣旨

エレベーター、エスカレーター及び遊戯施設等に係る事故防止対策の検討を行うため、社会資本整備審議会建築分科会事故・災害対策部会（以下「事故部会」という。）に昇降機等事故対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 調査検討等

(1) 対象施設

エレベーター、エスカレーター及び遊戯施設等（以下「昇降機等」という。）

(2) 調査検討等の内容

- ・昇降機等の事故情報・不具合情報の分析
- ・昇降機等の事故再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査
- ・昇降機等の事故再発防止対策等に係る調査・検討

3 委員の構成

- (1) 委員会には、委員長を置く。
- (2) 委員は、学識経験者、昇降機等の専門家、弁護士、特定行政庁の職員により構成するものとする。

4 運営

- (1) 昇降機等に係る重大事故の発生後、事故の調査状況を見ながら可能な限り速やかに開催するものとする。
- (2) 捜査に関わる情報を取り扱う場合には開催日時を含め非公開とし、委員に対しては、国家公務員法上の守秘義務が課せられる。
- (3) 委員長は、調査・検討を行った事故発生の原因や再発防止対策のあり方等については、捜査に支障がないよう事前に調整した上で、事故部会に報告する。
- (4) 委員長は、審議の上で必要があると判断する場合には、事故部会の委員を委員会に参加させることができるものとする。

5 その他

その他の委員会の運営に関することは委員長の判断により、必要に応じ委員の意見を聞いた上で、決定するものとする。

社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会
昇降機等事故対策委員会 委員名簿案

臨時委員

◎ 向殿 政男 明治大学理工学部教授

辻本 誠 東京理科大学教授

専門委員

青木 義男 日本大学理工学部精密機械工学科教授

大谷 康博 東京都都市整備局市街地建築部建築企画課

山海 敏弘 (独)建築研究所上席研究員

高木 堯男 (財)日本建築設備・昇降機センター認定評価参事

高橋 儀平 東洋大学教授

田中 淳 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長

谷合 周三 弁護士

直井 英雄 東京理科大学教授

中里 眞朗 (財)日本建築設備・昇降機センター認定評価部長

藤田 聡 東京電気大学教授

◎ 委員長

エレベーターワーキングチームについて

1 経緯

エレベーターワーキングチームについては、平成18年6月15日に開催された第5回建築物等事故・災害対策部会において、東京都港区シティハイツ竹芝エレベーター事故等を踏まえ、エレベーターの安全確保の観点から、製造、設置、保守管理等に関する諸課題を整理するとともに、対応方針案について検討を行い、部会に提示するため設置された。

それ以降、エレベーターワーキングチームは、数次にわたり開催され、平成18年9月11日に開催された第6回建築物等事故・災害対策部会においてエレベーターワーキングチームがとりまとめた中間報告「エレベーターの安全確保について」が提示された。

2 エレベーターワーキングチームの廃止について

エレベーターワーキングチームについては、今回の昇降機等事故対策委員会の設置に伴い、廃止することとする。

なお、東京都港区シティハイツ竹芝エレベーターに係る事故や京都市左京区のマンションのエレベーター事故等、現時点で事故発生メカニズムが明らかになっていないものについては、引き続き昇降機等事故対策委員会における調査・検討等の対象とする。

昇降機等事故対策委員会の委員の守秘義務について

社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会に設置される昇降機等事故対策委員会の委員については、国土交通大臣の任命を受けており、社会資本整備審議会令（平成12年6月7日政令第299号）に基づく非常勤の一般職員として、国家公務員法（平成11年法律第100号）第100条の規定に基づく守秘義務が課せられます。

なお、上記の守秘義務に違反して秘密を漏らした者については、同法第109条の規定に基づき、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金と処される場合があります。

【関係条文】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）

（一般職及び特別職）

第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

2 一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。

3 （略）

4 この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

5～7 （略）

（秘密を守る義務）

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～4 （略）

（罰則）

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 （略）

十二 第一百条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）

第十三条 （略）

2 前項に定めるもののほか、社会資本整備審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会資本整備審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）

（委員等の任命）

第三条 （略）

2 （略）

3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条 （略）

2～4 （略）

5 委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、非常勤とする。

(参考2)

国住指第4026号

平成21年2月6日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物等に係る事故及び火災発生時における留意事項について（技術的助言）

今般、建築物、昇降機等の建築設備及び遊戯施設等の工作物に係る人身事故又は建築物に係る火災で死傷者が発生したものの調査における留意事項について下記のとおりとりまとめましたので執務の参考とするとともに、管内特定行政庁に対してもこの旨周知をお願いします。

記

- 1 調査のため建築基準法第12条第6項に基づく立入検査等を行おうとする場合で、既に各都道府県警察による捜査が実施されている場合においては、特定行政庁から都道府県警察に対し、立入検査等への協力を要請すること。

また、調査に当たっては、必要に応じ、都道府県警察に対し情報の提供を求めること。

なお、事故発生直後等のため、立入検査等への協力や情報提供が得られない場合においては、協力や情報提供が得られる時期の見込み等について、引き続き警察と連絡を密にし、調整すること。

- 2 都道府県警察に対し、上記の立入検査等への協力や情報提供の要請を行う場合は、国土交通省に対し、当該都道府県警察の窓口について照会し、確認すること。

なお、立入検査等への協力や情報提供の要請を行う場合は、必要に応じて国土交通省及び警察庁において調整する。

東京都港区シティハイツ竹芝のエレベーター事故の概要

1 発生日時

平成18年6月3日(土)午後7時20分頃

2 発生場所

特定公共賃貸住宅「シティハイツ竹芝」12階(東京都港区)

※ 当該建築物は地下2階、地上23階の複合施設

3 被害者

市川大輔(ひろすけ)さん(16歳、高校2年生)窒息により死亡

4 事故概要

12階エレベーター出入口で市川大輔さんがエレベーターから降りようとしたところ、ドアが開いたままの状態でもエレベーターが上昇し、エレベーター出入口の天井部分とエレベーターの床部分の間に挟まれた。病院に搬送されたが間もなく死亡。

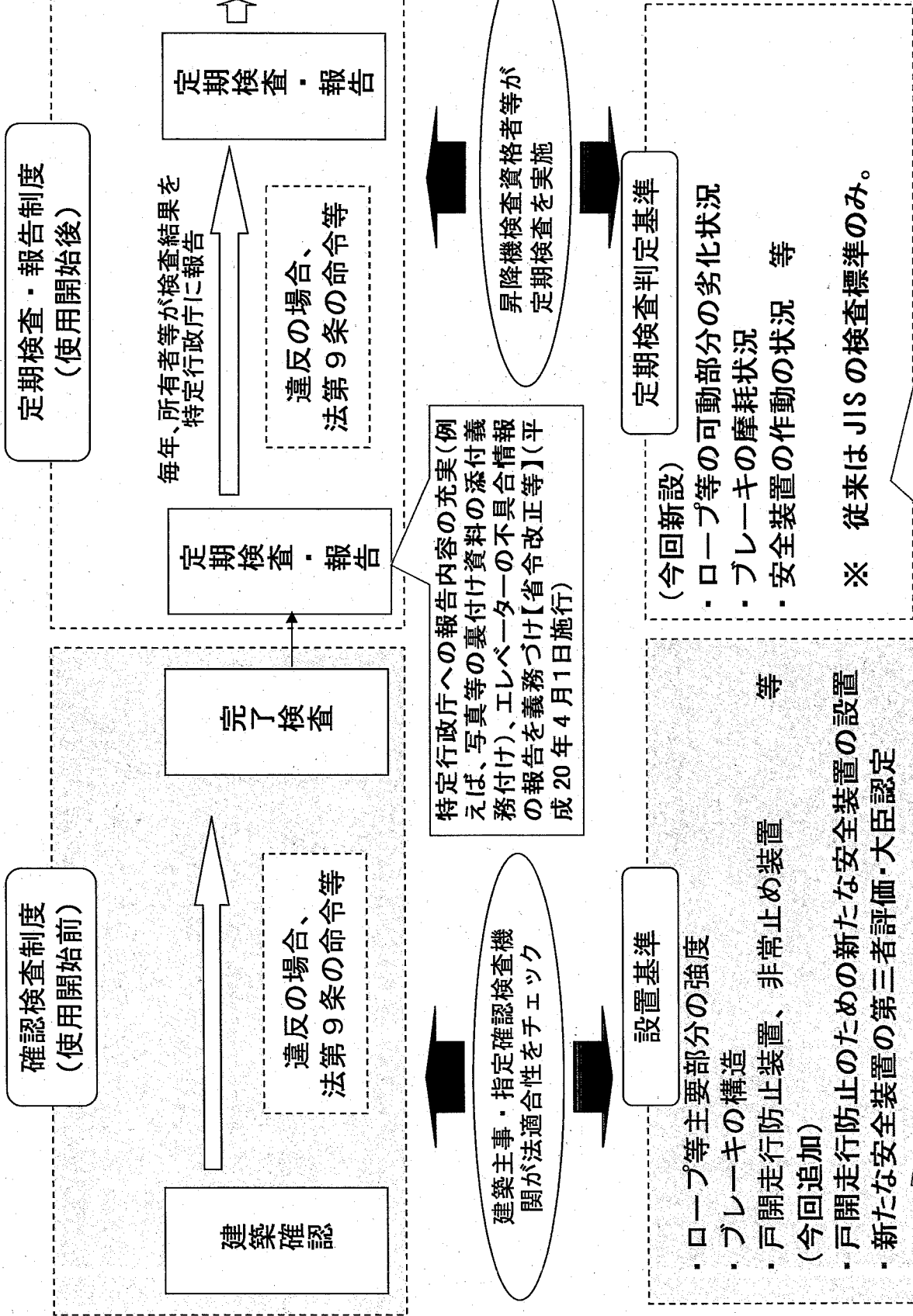
5 エレベーターの概要

- (1) 事故機：シンドラエレベーター(株)製(定員28人)
- (2) 適合通知(昇降機)：平成9年5月6日(東京都→港区)
- (3) 施設管理者：(財)港区住宅公社(平成18年度から港区が指定管理者として指定。それ以前は港区から同公社に委託管理。)
- (4) 管理委託先：エス・イー・シーエレベーター(株)(平成18年度)

東京都港区シティハイツ竹芝のエレベーター事故に係る経緯

- 平成 18 年 6 月 3 日 東京都港区シティハイツ竹芝のシンドラマー社製エレベーターにおいて戸開走行死亡事故発生
- 平成 18 年 6 月 15 日 社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会（以下「事故部会」という。）において審議を開始。エレベーターワーキングチームの設置を決定。（以降、エレベーターワーキングチームを数次開催）
- 平成 18 年 9 月 29 日 「エレベーターの安全確保について」中間報告のとりまとめ（以降、平成 20 年にかけて、学識者等により構成される委員会等において技術的基準等について検討）
- 平成 19 年 5 月 10 日
平成 19 年 8 月 3 日
平成 19 年 9 月 27 日
平成 19 年 10 月 30 日
平成 19 年 12 月 21 日
- 事故部会を開催し、六本木ヒルズのエレベーターのストランド破断による火災事故等を踏まえ、エレベーターの定期検査・報告制度等のあり方について検討
- 平成 20 年 2 月 26 日 「昇降機、遊戯施設等の安全確保対策について」最終とりまとめ
- 平成 20 年 4 月 1 日 定期検査・報告制度について、検査方法等を具体化・明確化し、特定行政庁への報告内容を充実。定期検査報告制度においてエレベーターに係る不具合情報の報告を義務づけ
- 平成 20 年 9 月 19 日 戸開走行防止のための新たな安全装置の設置義務づけに係る改正建築基準法施行令を公布（平成 21 年 9 月 28 日施行）
- 平成 20 年 10 月 15 日 警察庁を介し警視庁に対し、事故機の調査を要請
- 平成 20 年 12 月 3 日 警視庁の協力により事故機の調査を実施
（実施主体：社会資本整備審議会専門委員等、国土交通省職員・国土技術政策総合研究所職員等）

建築基準法におけるエレベーターの規制について



これまで法令上の位置付けがなかったJISの検査標準の内容(例えば、ブレーキパッドの摩耗度合いの検査)を含む検査方法や判定基準を、法令に位置付け【省令改正等】(平成20年4月1日施行)

従来の戸開走行防止装置等が故障しても、乗客が挟まれる前に自動的にエレベーターを制止する安全装置の設置を義務づけ【政令改正等】(平成21年9月28日施行)

建築基準法の手続きについて

技術的基準 (法令)

京都市左京区のマンションにおけるエレベーター挟まれ事故について

1. 事故の概要

発生日時：平成20年12月8日(月) 21時頃

発生場所：京都府京都市左京区高野西開町

建物概要：昭和63年5月10日完了検査済証

鉄筋コンクリート造5階建て 共同住宅(分譲)

負傷者：1名(重傷：骨盤骨折)

事故概要：1階からエレベーターに乗った女性が4階で降りようとしたところ、扉が開いたまま下降。女性は腰部を挟まれ、骨盤を骨折した。(報道等による)

2. エレベーターの概要

製造者：東芝エレベータ株式会社

保守会社：東洋昇降機株式会社

駆動方式：間接油圧式

用途・定員：乗用6人乗り

積載量：450kg

電動機容量：11kW

定格速度：4.5m/min

確認済証年月日：昭和63年5月19日

完了検査済証年月日：昭和63年5月26日

建築基準法第12条第3項に基づく定期検査

：平成20年3月6日 (判定結果 特記事項なし)

保守管理契約に基づく定期点検

：1ヶ月毎に実施(前回、平成20年11月25日)

3. 国土交通省の対応

京都市、(財)日本建築設備・昇降機センター及び東芝エレベータ株式会社を通じて、事故の状況等について情報を収集。

12月10日13時より、警察の協力の下、特定行政庁である京都市が立ち入り調査。同時に国土交通省及び昇降機の専門家が立ち会い、現場で調査を実施。

12月15日、事故機と同型の東芝エレベータ(株)製間接油圧式エレベーターについて緊急点検を行うよう通知。報道発表。

事故の原因については現在調査中。

京都市左京区のマンションにおけるエレベーター挟まれ事故に係る経緯

- 平成 20 年 12 月 8 日
21 時頃 京都市左京区のマンションにおいてエレベーター挟まれ事故発生
- 平成 20 年 12 月 9 日 京都市より事故速報について報告。
京都市都市計画局建築審査課より京都府警下鴨警察署宛て調査協力を要請。京都市の依頼を受け、下鴨警察署は調査協力を受け入れる旨回答。
- 平成 20 年 12 月 10 日
～12 日 警察の協力の下、特定行政庁である京都市が建築基準法第 12 条第 6 項に基づく立入検査を実施。
※ 10 日は、国土交通省（国土技術政策総合研究所、近畿地方整備局）及び昇降機の専門家が立会い。
- 平成 20 年 12 月 15 日 事故機と同型の東芝エレベーター(株)製間接油圧式エレベーターについて緊急点検を行うよう通知。報道発表。
- 平成 20 年 12 月 22 日 京都市が立入検査を実施
- 平成 20 年 12 月 26 日 京都市が動作確認後に運転復旧